

基本的な計画の考え方

||1 計画の基本理念

性別や年齢にかかわらず、障害や疾病のある人もない人も、更には外国人も含めてすべての人が、住み慣れた地域や家庭で安心して心豊かに、その人らしく自立していきいきと暮らしていくことができる地域社会を目指していくことが求められています。『第5期福生市地域福祉計画』では、計画の基本理念を、「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」と定め、地域福祉の推進に努めてきました。

また、令和2年3月に策定された『福生市総合計画(第5期)』においては、目指すまちの姿を「人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ」としており、その実現に向けたまちづくりの五つの行動指針を掲げ、福生市に関わる人々が日々の暮らしをより良いものとしていけるまちづくりを推進しています。

こうした方針の元、社会環境の変化による新たな課題に対応するため、引き続き地域福祉の一層の推進を図っていくことが必要であり、本計画の基本理念は前計画を継承し、次のとおり、福祉分野における市民・地域・行政の共通の目標としていきます。

【基本理念】

『すべての人が、住み慣れた地域の中で 安心して明るく心健やかに暮らせる、 人と人とのつながり・ 支え合いのあるまちづくり』



■2 計画に盛り込む事項

地域福祉計画は、法第 107 条に記載された次の五つの事項について、その趣旨を踏まえ具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、計画に盛り込むことが求められています。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉 に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

(法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)

【参考】 社会福祉法(抜粋)

(包括的な支援体制の整備)

- 第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
 - (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - (3) 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行 う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連 携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業



∥3 基本目標

『基本理念』が示す「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」を実現するため、本計画の基本目標を次の三つとします。

また、基本目標に対する施策の方向を明らかにし、その総合的な展開を図ります。

基本目標1 地域活動を支える担い手づくり

地域でのつながりや支え合いについてだれもが考え、身近な地域で起きている問題に 関心を持ち、問題を自ら解決していく地域を実現するためには、「地域活動を支える担い 手」の育成が重要です。

地域福祉を推進するために、町会・自治会や民生委員・児童委員など地域の団体や組織の活動、NPO・ボランティア活動を支援し、関係団体との連携の強化を図り、また、これらの活動を支える担い手の育成を支援します。

本市においては、"地域活動を支える担い手づくり"を基本目標1とし、法第107条第4号「地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項」及び「計画策定に際しての課題」から、次の3つを施策の方向性として位置づけます。

計画策定に際しての課題		施 策 の 方 向 性
地域活動を担う人材の不足	-	地域に目を向け参加・参画する人の 増加
ボランティア活動の機会の不足	→	NPO・ボランティア活動等の支援
地域活動への関心の低下	-	地域の活動基盤の充実



基本目標2 支援が必要な人を支える地域づくり

多くの人が地域で支え合える関係になるためには、まずは一人ひとりが周囲を気にかけ、見守り、気づき、声を掛け合うといったふれあいの意識から関係づくりを広げていくことが重要です。

同じ地域に住む住民同士が顔の見える関係をつくり、見守りや支え合い、困ったときに助け合うことができる組織的な活動を推進し、福祉教育に取り組むことで、障害の有無や年齢に関係なく、地域全体で支援が必要な人を支える体制の構築を推進します。また、今後、自然災害や感染症、犯罪をはじめとする、生活上の脅威や不安に対応するため、地域住民の交流を深め、つながりを強化し、防災や防犯に対する意識や活動を高められるよう取り組みます。

本市においては、"支援が必要な人を支える地域づくり"を基本目標2とし、法第107条第1号「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、 共通して取り組むべき事項」及び「計画策定に際しての課題」から、次の4つを施策の 方向性として位置づけます。

計画策定に際しての課題		施 策 の 方 向 性
地域とのつながりの希薄化	→	顔の見える関係づくりと健康づ くりの推進
福祉課題を抱えた人の孤立	-	地域におけるセーフティネット の構築
権利擁護等についての認知不足	→	人権尊重と権利擁護の充実
生活上の様々な脅威や不安の高まり	-	安全安心な地域づくりの推進



基本目標3 適切な支援につなげる体制づくり

住民が抱える問題は複雑化し、福祉ニーズも多様化しており、このような複雑な相談に対応するために、適切な相談につながる仕組みづくりと相談窓口間の連携・体制を整備することが重要です。

だれもが気軽に相談でき、必要な支援に結びつける「断らない相談」に取り組み、住民のニーズに合った適切な情報や支援の提供を図ります。また、支援を必要としている人々に適切な福祉サービスが行き渡るよう、関係機関・団体との連携を強化し、だれもが適切な支援につながる体制づくりを進めます。

本市においては、"適切な支援につなげる体制づくり"を基本目標3とし、法第107条第2号「地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項」と同条第3号「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」、同条第5号「包括的な支援体制の整備に関する事項」及び「計画策定に際しての課題」から、次の3つを施策の方向性として位置づけます。

計画策定に際しての課題		施 策 の 方 向 性
地域課題の複雑化	→	総合的な相談体制の充実
福祉情報の散在化	-	福祉情報の提供体制の充実
ライフスタイルの多様化による新 たな地域課題の増加	→	地域福祉の推進体制の強化



∥4 地域福祉を推進するために

地域生活課題に対して、自助、共助、公助がお互いに重なり合いながら、社会的に弱い立場にある人を孤立・孤独・排除等から守り、社会・地域の一員として包み支える「ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)」の考え方を踏まえた「支え合いの地域づくり」に向けて、重層的なネットワーク(圏域)を構築していくことが求められています。行政は限られた財源のもと、選択と集中という視点から、自助、共助の活動を支援しつつ、公助で担うべきサービスを提供し、地域福祉を総合的に推進していきます。

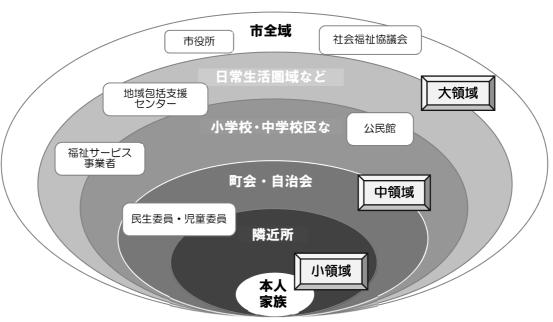
(1) 圏域のとらえ方

本計画は、市全体を対象として策定しますが、市民に身近な助け合い、支え合い活動の促進や、地域課題によりきめ細かな対応をしていくためには、一定の「地域の範囲」を想定しておく必要があります。

市内には32の町会・自治会があり、各町会・自治会がそれぞれ工夫を凝らして、防犯・防災活動や地域の見守り活動、美化活動など日常生活に密着した様々な活動を行っています。町会・自治会は、市民が主体的に地域福祉活動を展開できる範囲であり、本市の地域福祉を推進して行くうえで、重要な領域であると考えます。しかし、専門的な支援や、地域共通の課題への対応を図る範囲として、より広域的に地域福祉活動に取り組む領域も重要です。

このため、本計画では、町会・自治会活動の単位を重視しつつも、介護保険の日常生活圏域や小学校区・中学校区、公民館、福祉サービス事業者、地域包括支援センターなど、重層的に地域を捉えていきます。

「地域の範囲」のイメージ



(2) 地域福祉を担う各主体の役割

本計画の基本理念である「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健 やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」に向けて、各主体 それぞれが多様性を受け止め、認めあいながら、協働・連携して進めていくことが大切 です。

地域福祉の推進は、理念から実践の場へとシフトしてきており、自治体としてその実 践の場を提供していくことが求められています。

1 市民の役割 【小領域】

各種研修や講座、地域での集まり、ボランティア活動などへの積極的な参加により、地域における困りごとを「他人事」ではなく「我が事」として捉え、行政などと協働し、見守りや簡単なお手伝いなど、気軽なものから取り組むことで、地域福祉の担い手として活動することが期待されます。

2 市民団体・地域団体の役割 【小領域】

NPO法人、ボランティア団体、老人クラブ、障害福祉団体などの市民団体及び町会・自治会などの地域団体は、各団体の特性を活かしながら、各々の活動を実践し、地域福祉を推進していくことが求められます。特に、住民に身近な団体としての特徴を活かして地域の課題を把握し、相談・支援を行う専門機関につなぐなど、団体間の連携・協力、更には市民との協働により、課題解決に向けて取り組むことが期待されます。

3 民生委員・児童委員の役割 【中領域】

高齢者、障害者、子ども・子育て世帯、生活困窮者など、援助や支援を必要としている人から相談を受け、関係機関や福祉サービスにつなげる橋渡し役として活動することが求められます。また、災害発生時には要配慮者の避難支援や安否確認、住民の避難所生活における相談や支援など、地域を見守る様々な活動を行うことが期待されます。



4 事業者の役割 【中領域】

地域における重要な社会資源として、福祉サービスの情報提供や質の確保だけでなく、地域住民・地域団体からの相談を通じて、相談者やその世帯が抱える生活課題を把握し、必要に応じて適切な機関につないでいくことが求められています。

また、民生委員・児童委員や市民活動団体、自治会・町内会など他の主体との連携を図るとともに、行政参加や施設開放などを通じ、地域の一員として積極的に関わる中で、事業者の有する知識や技術を地域に提供していくことが期待されます。

5 社会福祉協議会の役割 【大領域】

地域福祉の推進主体として、地域福祉活動への住民参加の促進や、行政 と連携し、関係機関との調整や協力関係を作る役割などを担っています。 引き続き、市民の自発的な活動の支援やボランティア・福祉人材の育成等 を行い、また、各団体や事業者などのネットワーク化、福祉教育の推進の ほか、地域の課題解決に向けた事業の実施など、様々な取組を行うことが 期待されます。

更に、市(行政)と協働して、社会福祉協議会で策定した地域福祉活動計画と地域福祉計画との整合性を図りつつ、共に地域福祉を主体的に進めることが期待されます。

6 市(行政)の役割 【大領域】

市民の福祉向上に責任を負う主体として、様々な施策を効率的・効果的、かつ総合的に推進し、公的なサービスを適切に実施する役割を担います。 また、市民や関係団体、事業所、社会福祉協議会の活動を支援し、地域福祉を推進するための基盤整備を進め、地域では解決できない福祉課題に対し、関係機関と連携し、必要に応じた福祉サービスを提供します。

更に、地域住民が自ら暮らす地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくりの取組、様々な相談を丸ごと受けとめる場の整備、相談機能の協働・ネットワーク体制づくりなど、包括的な支援体制を主体的に整備していきます。



||5 計画の体系

